

「自立生活運動」をめぐる研究の論点の整理と検討

—「フルインクルーシブ教育」の議論との接続に関する試論—

大 橋 歩 実

はじめに

本稿は、1980年代から2020年代までに行われた「自立生活運動」研究の整理を行うことによって、これまで教育学の分野であり注目されてこなかった「自立生活運動」を教育学の中に位置づけ、特に「フルインクルーシブ教育」の議論と接続させるための方途を探ることを目的とする。

2022年 9 月に行われた国連勧告において、日本は障害のある子供とない子供を分離する教育をやめ、すべての子供が共に学ぶ教育を進める必要があると指摘された。この勧告を受けて、現在、我が国では「すべての子供が共に学ぶ教育」の重要性が高まっている状況にあると言える。

ここで、今一度「すべての子供が共に学ぶ教育」の意味や目的について確認しておきたい。現在、文部科学省は「すべての子供が共に学ぶ教育」の実現のため、「インクルーシブ教育システム」の推進に力を入れている。しかし、小国も指摘するように、「『多様な学びの場』として事実上分離された教育の場を制度化」¹⁾している点など、国連の意味する「すべての子供が共に学ぶ教育」とは意味が異なっている。

一方で、「すべての子供が共に学ぶ教育」は「フルインクルーシブ教育」という言葉によっても議論されている。この言葉が志向する教育と、文部科学省が掲げる「インクルーシブ教育」との違いは何だろうか。小玉によると、「フルインクルーシブ教育」とは「障害のあるなしにかかわらずすべての子どもたちが同じ教室で共に学び、共に生活することをめざす教育」²⁾であるという。つまり、「フルインクルーシブ教育」は、全ての子どもが分離されないことを志向する教育であると言え、国連の言う「すべての子供が共に学ぶ教育」により近い。

ただし、「フルインクルーシブ教育」の議論において、この教育が学校内で全ての子どもが同じ場で

共に学ぶことそれ自体を目的とした教育ではないという点には留意が必要である。この点を考えるにあたって、参考となるのは障害者権利条約第24条「教育」の項の記述である。以下に引用するのは、第24条の一部を抜粋したものである。

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

(中略)

- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

- 2 締約国は、1 の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(中略)

- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。(傍線引用者)³⁾

障害者権利条約では、教育における「完全な包容」という目標に合致する効果的で個別化された支援措置」の確保が求められている。この「完全な包容」

が、原文では「full inclusion」と示されていることから、障害者権利条約の指す「教育」とは「フルインクルーシブ教育」を示していると考えてよい。また、「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」は「教育についての障害者の権利」を実現するためのものであり、かつ「障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること」を目的の1つに据えたものだと思われている。つまり、障害者権利条約において、「フルインクルーシブ教育」は、学校のみならず障害児・者が学校外の生活や活動も含めた社会全体への参加を可能とすることを目的として行われるものだと考えられていると言える。

「フルインクルーシブ教育」が、障害児・者の学校に限らない社会全体への参加を目的としているのであれば、「フルインクルーシブ教育」を論じるにあたっては、学校外の事象、例えば地域住民との関係や、学校卒業後の生活との接続についても論点となり得る。しかし、現在「フルインクルーシブ教育」についての研究を概観すると、考察の対象が学校内の事象に留まっているものが多く、学校外の事象、特に学校卒業後の生活にまで考察の対象を広げている研究は数少ない。そのような状況にあって、障害児・者が親元や施設ではなく、地域で生活できる権利の保障を求めてきた「自立生活運動」に着目し、その運動の中で提唱されてきた思想を「フルインクルーシブ教育」の議論にいかにつなげることができるかを考察することには一定の意義があると考えられる。そこで、本稿ではそのような研究を進めるにあたっての前提作業として、「自立生活運動」の先行研究について整理し、どのような論点が提示され、何が争点となってきたかを検討することを目指す。

対象論文の選定は、CiNii Researchを用いて行い、「自立生活運動」を検索ワードとして、2024年2月までに公表された117件の論文・雑誌掲載のエッセイを調査した。

以下、第1節では、「自立生活運動」研究の中で最も大きな論点となった「自立」観を取り上げ、何を障害者の「自立」の要件に含めるかについて、先行研究の議論を紹介する。第2節ではその他の論点として、「街づくり運動」と「自立生活運動」が相互に及ぼした影響に関する研究と、教育学の分野から「自立生活運動」を扱った研究を取り上げることで、障害者にとって「地域」がどのように解されてきたか、また教育学と「自立生活運動」の接続点

がどのように見出されてきたかを検討する。

1 節 「自立」観

1960年代以前、「自立」という言葉は、一般的には身辺自立や経済的自立などを指していた。しかし、この「自立」の概念に基づく、1人で服を着ることが困難なほど重度の障害を持つ人々が「自立」できない存在と見なされてしまっていた。このような状況下におけるアメリカで、ポリオによって四肢麻痺となったエド・ロバーツが、1962年にカリフォルニア大学パークレー校へ入学したことから始まった自立生活運動の中から、新たな「自立」観が打ち立てられた。この新たな「自立」観は以下の6つの要素を含む。定藤によれば、それは、①「自己決定権」、②「自己選択権」、③「QOL（人生・生活の質）を高めること」、④「障害者が失敗の可能性に挑む行為」、⑤「障害者が一般のコミュニティに日常的に参加し、生活すること」、⑥「障害者が自らの生活に影響を持つ諸制度、サービスの計画立案、決定、管理運営の過程への参加する行為」⁴⁾である。

三ツ木は、我が国の障害者や関係者がアメリカの自立生活運動の動向に関心を持ち始めたきっかけとして、1977年10月の『働く広場』誌に掲載された丸山一郎の報告を挙げている⁵⁾。その後、1979年には、当時アメリカの「自立生活センター」所長となっていたエド・ロバーツが来日講演を行った。さらに、1981年からは財団法人「広げよう愛の輪運動基金」による障害者リーダー育成米国研修プログラムも開始された。このような動きの中で、アメリカの「自立」観が徐々に広まっていった。現在、「自立生活運動」の文脈で使用される「自立」は、この新たな「自立」観に基づいている場合が多い。

しかし、必ずしも自立生活運動の文脈で使われる「自立」という言葉が、全てこの意味で使われているわけではない。我が国において、アメリカの「自立」観が伝わる以前からも、障害者の自立生活を志向する運動が行われており、その中で独自の「自立」概念が提唱されていたためだ。また、これまでの研究では、アメリカの「自立」観に含まれる上記の6要素に関しても、いくつかの論点が提示されてきた。

そこで、本節では「自立」という語の射程を、ア

アメリカの「自立」概念到来以前（本稿では1980年前後までを指す）と以後の2つの時期に分けて検討する。

(1) アメリカの「自立」概念到来以前

三ツ木の挙げた丸山報告以前から、我が国でも「自立」を掲げた障害者による運動は存在した。初期の運動として最も有名なものの1つに、「日本脳性マヒ者協会青い芝の会」(以下、青い芝の会)による運動がある。

「青い芝の会」は、1957年に東京の光明養護学校の卒業生である脳性マヒ者によって結成された団体である。結成当初は、会員相互の親睦や脳性マヒ者福祉の向上を目的としていた。その後、浄土真宗僧侶の大仏空の主導によりつくられた「マハラバ村コロニー」の出身である横塚晃一や横田弘らが1966年に「神奈川青い芝の会」を発足させる。そして、1970年に脳性マヒの子どもを母親が殺した事件に対し、世間が母親への同情から「減刑嘆願運動」を展開した際に、「神奈川青い芝の会」のメンバーが中心となって異議申し立てを行ったことで注目を集め、一時期は都道府県単位で20を超える組織を有した。この「青い芝の会」が提起した「自立」観を検討している論者には、定藤と廣野がいる。

定藤は、「大阪青い芝の会」が提起した「自立」とは「主体性を持って生きること」であること、さらに、社会に存在する差別に気づき、抗議するという自己主張が「社会的自立」として捉えられていたと述べる⁶⁾。「自立」を「主体性を持って生きること」と捉えた背景には、障害者にとっての労働を、賃労働のみで捉えるのではなく、日々生きる行為を含めた広い意味で捉えていたことがあるとされる⁷⁾。定藤は、この「自立」観を「健全者の価値観とは異なる障害者自身から生み出された自立」とであると評価する⁸⁾。

「主体性を持って生きること」という「自立」観は、アメリカの「自立」観に通ずるものがある。しかし、「社会に存在する差別に気づき、抗議する」ことも「自立」に含まれている点は、大きな相違点である。この点を考えるにあたっては、「青い芝の会」とアメリカの「自立生活運動」を比較した樋口の指摘が参考になる。樋口は、「青い芝の会」の運動が「脳性マヒ者だけの運動として障害者の中でも孤立して展開していった」のに対し、アメリカの場合は「マ

イノリティーを含めた消費者運動として世論を味方・力にし」て展開していったと述べる⁹⁾。この相違点を生んだ背景として、樋口は、当時の日本における、全身性で言語障害を併せ持つ障害者、つまり「青い芝の会」の会員たちが置かれていた状況が「あまりにすさまじく」、「障害者だから仲間」と思えるような土壌はできていなかった」ことがあると考察している¹⁰⁾。

つまり、脳性マヒ以外の障害者すらも「仲間」と思えないほどの熾烈な状況が、自らが被差別の立場にあることを強く意識することに繋がり、被差別の立場にあることの自覚とそれに対する抗議を「社会的自立」として提起するに至ったと考えられる。

廣野は、「青い芝の会全体の中で独自な位置を持つ」とされる「東京青い芝の会」¹¹⁾の「自立」観について検討している。「東京青い芝の会」の「自立」(時に独立とも表記されたという)理念は「自分で判断し、決定し、行動する機会をあらゆる側面で獲得してゆくという意味」¹²⁾であった。廣野はこの記述を、「アメリカの運動に関する情報が流入する前に、日本の運動が独自に自立の概念を用いていたことを示すもの」¹³⁾と評価する。

「東京青い芝の会」の「自立」観にも、アメリカの「自立」観とは異なった特徴があった。その特徴として、廣野は、①自分の生活の決定、管理に強くこだわった、②「自立は中途障害者ではなく、幼いころからの障害者にとってより深刻な課題であるという発想」、③共同性を重視する、の3点を挙げる¹⁴⁾。①の思想に基づいた自立生活は、時に「厳しすぎて修道院のよう」と形容されるほど、障害者に厳格な「自律」を求めるものであったとされる¹⁵⁾。そして、③共同性の重視により、「東京青い芝の会」が理想とする「自立生活」の在り方は、介助者を入れた1人暮らしではなく、ケア付き住宅で数名の障害者同士が暮らすというものだった¹⁶⁾。廣野は、この独特な思想の背景として、①就労を通しての自立への不適合を早くから悟っていたこと、②脳性マヒ者が社会性に欠けるといった主張、③中心メンバーが救護施設での生活経験者であったこと、④海外との交流、の4点を挙げる¹⁷⁾。それまで学校にも満足に通えず、家族以外の他者との交流が著しく制限される中で、就労の見込みもないと自覚していた「東京青い芝の会」のメンバーにとって、救護施設での共同生活こそが自らの社会性を養ってくれた、

という意識があったためにケア付き住宅での、厳格な「自律」による「自立生活」が志向された、ということである。

また、1980年代以前の障害者運動としては、「車いす市民全国集会」の活動も挙げられる。「車いす市民全国集会」とは、仙台市の「生活圏拡張運動（街づくり運動）」を背景として起こった集会であり、1973年に仙台市で第1回が開かれ、以降隔年開催となった。「車いす市民全国大会」では、1979年大会で自立生活に関する議論の分科会が既に設けられており、1980年代に入ってから「自立生活センター」を始める障害者の多くがこの分科会に参加していたことが確認されている¹⁸⁾。

1973年から1989年までの「車いす市民全国集会」の分科会の記録を参照し、議論の流れを検討した廣野は、1980年代以前に開催された集会の議論で、もっとも参加者の共感を得たのは「新しい経験を積むことによる自立」¹⁹⁾であったと指摘する。この集会の議論では、アメリカの「自立」観と似た、「自己決定による自立」や「脱施設・脱家族の自立」も意見として上がっていたというが、それらが支持を集めなかった背景には、「介助問題」があると廣野は指摘する²⁰⁾。廣野が調査対象とした集会の全てで、家族による介助の限界が指摘されており、ボランティアによる介助もまた不安定さが問題視されていた²¹⁾。しかし、1980年頃から、アメリカの自立生活運動の情報が広まり、日本国内でも自立生活を始める障害者が現れ始めたことによって、「自己決定による自立」は会の議論の前提条件となるまでに浸透していった²²⁾。

以上、1980年前後までの障害者運動を概観することによって、従来の身辺自立や経済的自立のみを指す「自立」とは別様の「自立」観が、我が国において独自に提起されていたという事実を確認できる。特に、「大阪青い芝の会」の「社会的自立」観は、「社会に存在する差別に気付き、抗議する」という、アメリカの「自立」観には見られない特徴があった。

一方、アメリカで提起された「自立」観に通ずる、「自己決定権」や「自己選択権」といった意味での「自立」観も提起されていた。しかし、その「自立」観に基づいた、親元・施設以外での暮らしの在り方を想像し、実現することには困難を覚える当事者が多かった。そのため、障害者同士の共同生活による「自立」や、新しい経験を積むことによる「自立」

など、1人暮らしでなくても「自立」は実現可能である、という独自の「自立」観が受け入れられやすい状況があったと言える。

(2) アメリカの「自立」概念到来以後

アメリカの「自立」概念が日本に広まり始めた以降の「自立」をめぐる議論には、大きく3つの論点がある。本稿ではそれぞれの論点を示し、整理する。

1点目は、1人暮らしが「自立」の必須要件か否かという論点である。この論点は、第1項を参照すると、1980年以前から継続して議論されてきた論点であるとも言える。

脊椎カリエスの当事者である樋口は、自立生活の定義として「親、兄弟など家族からの庇護や、施設という管理された場から独立して暮らすこと」を紹介し、「家族とともに住んでいても自立はあるという考え方もありますが、同居している限り、保護・依存の関係を断ち切ることは難しい」と述べる²³⁾。つまり、1人暮らしをすることが障害者の「自立」には欠かせないという立場を取っている。

しかし、寺田は、先述した「東京青い芝の会」が、介助負担を減らすために福祉機器を導入した小規模な施設を作ろうとしていたことを踏まえながら、「多くの制約がある人、ない人の生活形態を一律に『自立＝1人暮らし』とは定義できない」とし、「どのように生きるかという『意志』に対して提示できるメニューを用意しておくこと」²⁴⁾が重要だと述べた。また、西原は、「知的障害者にとっての自立生活のゴールはグループホームでの暮らし」であると言い切っている²⁵⁾。西原は、アメリカで打ち立てられた新たな「自立」観は、身体障害者の自立生活を拡大するのには寄与したとして一定の意義を認めている。しかし、知的障害者は、「自己決定」や「障害者が一般のコミュニティに日常的に参加し、生活すること」に困難を抱えているのであって、これに対する支援を単身生活で行う場合、多額の公的な支援が必要であると述べる²⁶⁾。

つまり、家族と同居することや施設での暮らしでは、障害者が保護の対象となり、特定の資源に依存せねば生きていけない状態にさせられるという危機感が当事者に持たれていた一方で、「1人暮らし」を「自立」の要件に含めることには障害種別を問わず疑義が呈されていたと言える。

ここで留意しておくべきなのは、寺田や西原の議論以降、障害者福祉サービスの制度整備は進んでいるという点である。例えば、2003年には一部地域で制度化されていた「重度脳性麻痺者介護人派遣事業」が全国に拡大した。この制度は、障害者が推薦する人を自治体に介護者として登録することで、介護人に手当てが支給されるという内容で、重度身体障害者が「自立生活」を送ることを可能とするものである。この制度は、2006年に「重度訪問介護」という区分に移行した後、2014年から制度の対象が知的障害や精神障害にも拡大されている。つまり、現在は当時よりも、障害者が1人暮らしをするための制度が整ってきており、1人暮らしを選択することのハードルは下がりつつあるのだ。

2点目は、「自立」に介助者管理能力も含むかという論点である。アメリカの「自立生活センター」は障害者が直接介護者と契約を結ぶシステムが採用されており、障害者は介助者の雇用主であり介助というサービスの消費者であると位置付けられる。そのため、定藤（1997）が述べるように、「介助者管理能力の獲得を自立の要件とする捉え方」²⁷⁾が象徴的であった。定藤は、この捉え方によって「特定のヘルパーに集中的に依存せず、複数の介助者と契約し、対等な人間関係を持つことにより、自立生活の可能性が広がる」として肯定的に評価する一方、「介助者管理能力」を「自立」の要件に含めることを「知的障害者や重複障害者などの最重度者にまで適用させるか」²⁸⁾は課題として残されていると指摘する。

本名も、定藤と同様の課題を提起している。加えて、「介助者管理能力」という観点からケアの場面を見ると、介助者が一方的にコントロールされ、訓練され、監督され、解雇されるという関係が構築される恐れがあり、そのような関係は今までの障害者と医療専門職との関係を逆転させただけにすぎず、介助者の人間性が奪われていく危険性があると指摘する²⁹⁾。そして、自立生活運動の原初は「能力」ではなく「無力」に着目したのではないかと提起し、浜田の「共同主体」という概念を参照しながら³⁰⁾、自立の問題はまず「共同主体」の中で位置づけられなければならないと指摘する³¹⁾。浜田は、「共同主体」という概念を以下のように説明する。

実際、無力さに着目することで、個体能力論的な従来の心理学とは異なる展望が開かれてく

る。……というのも、無力をそのありのままに生きるとか、無力を引き受けるという言い方をした時には、その主語（主体）は個人ではありえないからである。赤ちゃんは自分一人の力で母乳が飲めない時、その無力さを個体として引き受けるわけではない。……無力さを生きるのは赤ちゃんという個体ではなく、赤ちゃんと周囲の大人との共同主体なのである……人間は自分ひとりの力で問題を解決する領界を超えたところに世界をもっていることが、この単純な事実から明らかになる。³²⁾

本名は、自立生活運動が、依存の形態を主体的に選ぶことが自立であるという自立観を提起したこと自体は高く評価しつつも、介助者等への依存を前提にしている限り、「共同主体」のなかで自立を模索していくしかないと指摘する³³⁾。つまり、「介助者管理能力」という個人的な能力が自立の前提とされることで、障害者と介助者の共同性に目が向けられにくくなると危惧しているのである。

ただし、日本の「自立生活センター」はアメリカの「自立生活センター」とは違い、障害者と介助者の間に事業所として「自立生活センター」が挟まり、「自立生活センター」が介助者を派遣するという形態を取っている。そのため、現在は、自立生活を営む障害者に対して、雇用主として介助者を管理する能力まで求められている状況にはない。しかし、前田が指摘するように、「介助者が、介助を『障害者自身から教わる』必要がある」³⁴⁾という理念は、自立生活運動において未だに共有されている。つまり、介助者との交渉の中で最適な介助の仕方を教えていくという意味での「介助者管理能力」は「自立」の要件として一定の立ち位置を有していると考えられる。

ただし、この「交渉」という意味での「介助者管理能力」も、2003年の「支援費制度」以降、障害者の介助に入る際に研修が必須となったことによって、「自立」の要件として意識されることが少なくなってきたという指摘もある³⁵⁾。つまり、介助の方法を教わる場が、実際の介護現場ではなく事前研修の場に移り変わったことで、介助が「障害者自身から教わる」ものだと捉えられなくなっているということである。

3点目は、「自己決定」についてである。「自立」

の要素に含まれる「自己決定」とは、日常生活で介助を必要としても、生活のあり方を自らの責任で決定し、選択して生きることを重視する考えを表している。星加は、「自己決定」に基づく「自立」という考え方は、障害者が内面化していた「否定性」を払拭する生き方を探るための目標として意義を有していたと述べる³⁶⁾。ここで言う「否定性」とは、社会から「弱者」・「不完全な存在」として扱われ続けることによって、障害者が自らに付与した否定的な価値のことを指す³⁷⁾。

しかし、星加は、これまでの自立生活運動研究が上記のような「自己決定」の意義を意識できておらず、「私的所有権に立脚し孤立した決定主体を前提するような自己決定の文脈」で語られていることに問題があると指摘する³⁸⁾。「介助者手足論」に代表されるような主張は、他者を手段化することで他者の他者性を消去しようとするような「自己決定」の文脈で語られるものである。しかし、自立生活運動の実践的な主張における「自己決定」には介助者の他者性も含みこまれており、それは「他者性の肯定的な側面を自覚的に追求する中から生まれたものであった」³⁹⁾と星加は述べる。

渡邊も、自立生活運動が「近代市民社会の自立した個人という理想像に向かうあまり、しばしばケアと依存に関わる活動や思想を忘却しがち」であるという、星加と同様の指摘をしている。「近代市民社会の自立した個人」とは、「堅い意思」をもち、「だれかを代弁することも、だれかに代弁されることも拒否し、私のことは私で決める」⁴⁰⁾というような存在を指し、岡野はこれを「リベラルな主体」⁴¹⁾と表す。渡邊は、そうした主体を前提とした旧来型の「自立」、つまり「ケアの拒否」には、2点ほど問題が含まれていると指摘する⁴²⁾。1点目は知的障害者、精神障害者の自立生活がなかなか進まないことや、彼らの自立が身体障害者の自立の下位互換としてのみ扱われかねない、という点である⁴³⁾。2点目は、「リベラルな主体」が前提とされている中で、「ケアや依存に関わる活動が二次的なもの」⁴⁴⁾として扱われてしまうことによる介助者の傷つきと、それが介助者の慢性的な不足を招く恐れがあるという点である⁴⁵⁾。これらの問題を踏まえて、渡邊は「ケアの政治学」の概念を基に、ケアと自立を対立するものではなく共存するものとして扱う方途を示した⁴⁶⁾。

渡邊は、「自己決定」に基づく「自立」概念に含

まれる問題として、介助者の問題を挙げたが、深田もこの点に着目している。深田は、「自己決定」という理念は「介助者が勝手に何かを判断することや、介助者同士が結びつくこと」を否定しており、これが派遣型の介助実践という「個人化」を促す形態と相互に作用することで、「介助者の孤立化」を招いていると指摘する⁴⁷⁾。介助者の孤立化は、介助派遣のコーディネーターの負担増に繋がっている⁴⁸⁾という点で、自立生活の持続可能性を考えた際に問題として浮かび上がってくる。

この「自己決定」の議論は、他2つの論点と比べて、特に「フルインクルーシブ教育」を考えるうえで示唆的である。「はじめに」で言及した通り文部科学省が進める「インクルーシブ教育システム」は、『多様な学びの場』として事実上分離された教育の場を制度化しているという課題がある。さらにもう1点課題を挙げるとするならば、文部科学省が進める「インクルーシブ教育システム」は「特別支援教育の推進」によって構築されると示されていることがある。ここでいう特別支援教育とは、「子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う」⁴⁹⁾教育であるとされる。換言すれば、子供たちに対する個別の支援を充実することが掲げられているということだ。ここでは、子供たちの個別の能力を、個別の支援によって向上させることに重点が置かれており、子供たちが、子供たち同士の関わり合いの中で、他者の他者性を学ぶ中で成長していく、という関係作りの視点が欠けている。しかし、先ほどの「自己決定」の議論を参照すると、「近代市民社会の自立した個人」を前提とした教育システムでは、より重度の障害を持った子供が取り残されてしまうという危険が予想されるだけでなく、「健常児」と「障害児」の間に大きな溝を生みかねない。これらの議論からは、子供たち同士の関係性作りに焦点を当てた教育として「フルインクルーシブ教育」を位置付け、その方法について議論する必要が示唆される。

2節 その他の論点

第1節では「自立生活運動」研究において主要な論点となった「自立」観を中心に検討した。本節では、「自立生活運動」研究で示されたその他の論点を、2点提示する。そして、それらの論点が「フ

ルインクルーシブ教育」の議論とどのように接続し得るかについて検討する。

(1) 「自立生活運動」と「街づくり運動」

第1節第1項で、「車いす市民全国集会」が仙台市の「生活圏拡張運動（街づくり運動）」に端を発することに言及したが、「生活圏拡張運動（街づくり運動）」は仙台市だけの運動ではなく、全国各地で行われた運動だった。「生活圏拡張運動（街づくり運動）」と「自立生活運動」の関係について言及している論者には、廣野⁵⁰⁾、茨木⁵¹⁾、横須賀⁵²⁾らがいる。しかし、いずれの論者も「生活圏拡張運動（街づくり運動）」がアメリカから導入された「自立生活センター」を中心とする「自立生活運動」へ繋がっていった、という直線的な捉え方を前提としている。

しかし、丸岡は、世田谷区において「自立生活運動」と「街づくり運動」が相互に影響しながら展開していった様子を描き、両運動に係る「地域像」という概念を通じて、自立生活と地域の人間関係の相互作用を考察した⁵³⁾。丸岡は、障害者が「街づくり運動」へ参加することを通じて、介助に関わる人を増やしていくこと、地域住民と共に活動し、生活する関係を築くことを目指しており、その試みは一定程度成功していたと述べる。

しかし、「自立生活運動」における「地域」とは「生活空間」であり、障害者が優先されるべき領域に踏み込む必要が生じる一方で、「街づくり運動」における「地域」とは「活動空間」であり、地域のお祭りへの参加や福祉マップの作成といった共通の目的に向かう仲間として、障害者と健常者の関係が作られた。そのため、「街づくり運動」において成立する協力関係を、「生活空間」の中の介助関係に持ち込むことには限界があった。そうした限界を受けて、介助派遣組織が誕生し、自立生活がさらに拡大、普遍化していったという。

「地域」には「生活の場」としての側面と「活動の場」としての側面があり、「活動の場」における協力関係を「生活の場」での介助関係に発展させることには困難が生じる、という指摘は、「フルインクルーシブ教育」の議論においても示唆的である。学校もまた、子供にとって活動の場であると同時に生活の場でもあるからだ。例えば、常時介助を必要とする重度障害者の介助を「フルインクルーシブ教

育」においてどう位置づけるかといった問いを立てることが可能となるだろう。

(2) 教育学と「自立生活運動」

教育学の分野において「自立生活運動」を扱った研究を行っている論者には、平島と松波がいる。

平島は、「『施設拡充を要求した親の運動と施設や家庭から脱することをめざした自立生活運動』という2つの運動の布置関係を問い直す」ことを目的とし、1973年に障害児の母親たちが中心となって立ち上げた「たんぼぼ運動」に焦点を当てて親の運動を再考している⁵⁴⁾。そして、「障害者家族に閉鎖性を強いる社会規範への抵抗や、障害者が一般社会から施設へと隔離されることに対する異議申し立て」という2点で、「自立生活運動」と「たんぼぼ運動」が重なることを指摘した⁵⁵⁾。ただし、「たんぼぼ運動」は単に「隔離」を否定することによる施設の拒絶を行っており、また障害の個人モデルという視点から脱却できていないという点が、「自立生活運動」とは異なっており、2つの運動が等価でないことには留意が必要としている⁵⁶⁾。

「青い芝の会」会長の横塚晃一による「母よ！殺すな」という言葉に象徴的であるが、「自立生活運動」において親は障害者を抑圧し、時には生命の安全すらも脅かす存在として、その関係は常に緊張を孕んでいた。だからこそ、「脱家族」が日本の「自立生活運動」にとっては重要であったのだが、学校教育においては親が重要なアクターとして位置付けられる。そのため、教育の議論において親を含まないことは難しい。しかし、平島の論考によって、単に障害者を抑圧する存在としてではなく、同じ方向を向いて障害者の「自立」を支援する存在でもあるという「親」の両義的な側面を捉える必要性が示唆された。

松波は、従来の人権教育には障害当事者の視点が盛り込まれておらず、「健常者中心主義」を相対化する視点が欠けていることを指摘し、「障害文化論」と呼ばれる議論に着目することで、当事者の経験を生かした人権教育のための検証軸を提示している⁵⁷⁾。上記の人権教育の問題に対して、松波が「障害文化論」が有効であると考えている背景には、健常者の中にある「健常者中心主義」はあまりに強固で自覚できないという問題がある⁵⁸⁾。障害者が経験の中で築いてきたものの総体、つまり「文化」を学んで、

自らの障害者観を相対化し、社会の健常者中心性に気付く必要がある⁵⁹⁾、というのだ。

この論考は、「フルインクルーシブ教育」の実践について考える際に示唆的である。松波の主張をさらに展開すると、「フルインクルーシブ教育」において、子供たちが単に同じ場に「いる」だけでは、健常者の側にある「健常者中心主義」が自覚されず、現在の「健常者中心主義」に染まった社会構造を再生産する場にしかかなり得ないという危険性があると言える。このような場合、障害者の社会全体への参加を目的に据えた教育としては不十分であると考えられる。この問題意識から、「健常者中心主義」を相対化する「フルインクルーシブ教育」の在り方とはどのようなものか、という新たな問いが提起される。

以上、教育学の分野において「自立生活運動」を扱った2つの論考に言及したが、論文の数がはまだ少なく、議論が始まったばかりといった印象を受ける。ただし、第1節でも見たように、「自立生活運動」の中で提起された思想については、「自立」観という1つを取っても大変豊かな議論の蓄積がある。そのため、そうした豊かさを安易に「学校教育」や「授業場面」の議論へと矮小化させることは避けられねばならない。

おわりにかえて

本稿では、これまで教育学の分野であまり議論されてこなかった「自立生活運動」の先行研究を整理することを通じて、「フルインクルーシブ教育」の議論と接続させるための方途を探ってきた。ここまでの議論を振り返ると、次のようになる。

第1節では、「自立生活運動」研究の中で大きな争点の1つであった「自立」を取り上げ、特に「自己決定」に関する議論を参照することで、個別支援ではなく関係性作りに重きを置く「フルインクルーシブ教育」の在り方を検討する必要性が示唆された。

第2節ではその他の論点として、「街づくり運動」と「自立生活運動」が相互に及ぼした影響に関するものと、教育学の分野から「自立生活運動」を扱った先行研究を検討した。この検討を通じて、「フルインクルーシブ教育」における介助の問題、「親」の立ち位置の両義性を踏まえた議論の必要性、「健

常者中心主義」を相対化する教育の在り方、といった論点が提起された。

以上の検討を通じて明らかとなったのは、「自立生活運動」の中で培われてきた思想や、その研究において提起されてきた論点を「フルインクルーシブ教育」と結びつけて考えることで、障害児・者の社会全体への参加を可能とするような教育の在り方を検討するにあたって、重要な論点は何点か挙げられるということだ。今後の研究においては、本稿で挙げられた論点を深め、「フルインクルーシブ教育」の在り方について検討することを目指す。ただし、第2節第2項でも指摘した通り、検討の際には、議論の矮小化を避けながら、綿密に理論を形成していく作業が求められる。

最後に、本研究の限界として、「自立生活運動」という語を用いた研究にのみ着目していることが挙げられる。「自立生活運動」という言葉は、アメリカの自立生活運動が日本に伝わってから用いられ始めており、1970年代以前の運動は「障害者運動」や「障害者解放運動」と表されていることが多い。そのため、「自立」や「自立生活」概念を検討するにあたっては、そちらの研究蓄積も参照する必要がある。また、「自立生活運動」と関連深い「街づくり運動」についての知見も十分に扱えているとは言い難い。これらの先行研究にも当たることで、議論をさらに整理し、「フルインクルーシブ教育」との議論の接続に関して検討することを今後の課題とする。

(指導教員 小国喜弘教授)

註

- 1) 小国義弘 (2023) 「インクルーシブ教育の課題」『月刊DIO』382号、15頁-18頁。
- 2) 小玉重夫 (2018) 「フル・インクルーシブ教育とは何かー教育 zine」 明治図書。https://www.meijitosh.co.jp/sp/eduzine/finc/?id=20180302 (2024年3月30日最終閲覧)
- 3) 外務省訳 (2006) 障害者の権利に関する条約、第二十四条、第一項-第二項。
- 4) 定藤丈弘 (1987) 「重度障害者の生活自立を支える地域組織化活動」『リハビリテーション研究』、第55号、23頁-29頁。

- 5) ツツ木任一 (1994)「障害者自立生活運動の動向と展望」『社会福祉研究』、60巻、114頁-119頁。
- 6) 定藤邦子 (2007)「大阪における障害者自立生活運動」『Core Ethics』第3巻、183頁-195頁。
- 7) 同上。
- 8) 同上。
- 9) 樋口恵子 (2000)「自立生活運動の歴史とその哲学」『ノーマライゼーション 障害者の福祉』20巻、2号、
- 10) 同上。
- 11) 廣野俊輔 (2020)「東京青い芝の会による自立生活運動の背景—活動の再評価にむけた手がかりとして—」『福祉社会科学』第12号、11頁-28頁。
- 12) 東京青い芝の会 (1976)「一九七六年度東京青い芝の会運動方針」『とうきょう青い芝』13巻、5頁。
- 13) 廣野 (2020)、前掲。
- 14) 同上。
- 15) 同上。
- 16) 同上。
- 17) 同上。
- 18) 廣野俊輔 (2016)「自立生活運動としての『車いす市民全国集会』—1970年代後半から1980年代にかけての運動—」『福祉社会科学』6号、17頁-41頁。
- 19) 同上。
- 20) 同上。
- 21) 同上。
- 22) 同上。
- 23) 樋口、前掲。
- 24) 寺田安司 (1996)「介助に関する問題」『総合リハビリテーション』24巻、4号、345頁-349頁。
- 25) 西原雄次郎 (2006)「知的障害者にとって自立生活とは何か」『ルーテル学院研究紀要』40巻、1頁-7頁。
- 26) 同上。
- 27) 定藤丈弘 (1997)「アメリカにおける障害者の自立生活運動と課題」『ノーマライゼーション：障害者の福祉』17巻、4号、41頁-45頁。
- 28) 定藤丈弘 (1993)「障害福祉の基本思想としての自立生活理念」定藤丈弘・岡本栄一・北野誠一編『自立生活の思想と展望』、ミネルヴァ書房、2頁-21頁。
- 29) 本名靖 (1995)「介護福祉の概念とその本質」『東海大学健康科学部紀要』、1巻、107頁-115頁。
- 30) 浜田寿美男 (1993)『個立の風景』、ミネルヴァ書房、164頁-165頁。
- 31) 本名、前掲。
- 32) 浜田、前掲。
- 33) 本名、前掲。
- 34) 前田拓也 (2022)「介助が『できるようになる』とはどのようなことか」『現象学と社会科学』第5号、31頁-41頁。
- 35) 例えば、前田、前掲 (2022)や、山下幸子 (2016)「障害者の自立生活運動における『事業』と『運動』の側面」『淑徳大学研究紀要』50巻、135頁-147頁など。
- 36) 星加良司 (2001)「自立と自己決定—障害者の自立生活運動における『自己決定』の排他性—」『ソシオロギス』25巻、160頁-175頁。
- 37) 同上。
- 38) 同上。
- 39) 同上。
- 40) 中西正司・上野千鶴子 (2003)『当事者主権』、岩波書店。
- 41) 岡野八代 (2012)『フェミニズムの政治学—ケアの倫理をグローバル社会へ』、みすず書房。
- 42) 渡邊琢 (2022)「Don't Care! 障害者自立生活運動におけるケアの拒否と忘却、そして復権をめぐる」『臨床心理学』第22巻、6号、698頁-703頁。
- 43) 同上。
- 44) 同上。
- 45) 同上。
- 46) 同上。
- 47) 深田耕一郎 (2019)「〈引継ぎ〉問題—自立生活運動と介助者たちの10年」『支援』10号、87頁-102頁。
- 48) 同上。
- 49) 文部科学省 (2012)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告) 概要」〈https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm〉
- 50) 廣野俊輔 (2016)、前掲。
- 51) 茨木尚子 (1997)「当事者による社会福祉サービス供給組織運営の現状と展望」『明治学院論叢』592号、33頁-65頁。
- 52) 横須賀俊司 (2016)「アテンダントサービスの導入プロセスにみるアメリカ自立生活運動の受容に関する一考察」『人間と科学』16巻、1号、19頁-31頁。
- 53) 丸岡稔典 (2016)「世田谷における障害者運動の生成と展開—地域像の構想に焦点を当てて—」『福祉社会学研究』13巻、106頁-131頁。
- 54) 平島 (関) 朝子 (2019)「1970年代障害者の親の運動を再考する—障害当事者の自立生活運動との比較から—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第59巻、41頁-50頁。
- 55) 同上。

- 56) 同上。
- 57) 松波めぐみ (2003) 「『障害文化』の教育的意義—当事者の視点と人権教育の架橋のために—」『大阪大学教育学年報』第8号、51頁-64頁。
- 58) 同上。
- 59) 同上。